



ハートニュース

なら犯罪被害者支援センターは、犯罪や事故の被害に遭われた方やご家族等をサポートしています。

2024 **春**
vol.37

— CONTENTS —

理事長挨拶	2
警察本部長挨拶	3
令和5年度犯罪被害者支援奈良県民のつどい 特別講演	4～8
生命のメッセージ展	9
センター理事長感謝状贈呈団体のご紹介	10
寄付者名簿	10
賛助会員（法人・団体）	11
ボランティア支援員の募集	12

相談電話

奈良	TEL.0742-24-0783 月曜日～金曜日 10:00～16:00
中南和	TEL.0744-23-0783 月曜日・火曜日 10:00～16:00
性被害専用	TEL.090-1075-6312 月曜日～金曜日 10:00～16:00
全国共通 ナビダイヤル	0570-783-554 毎日 7:30～22:00

相談無料秘密厳守

メール相談受付けています



なら犯罪被害者
支援センター

ご挨拶



理事長 北條 正崇
弁護士 なら被害者支援ネットワーク代表

昨年12月18日に開催されました理事会において当センターの理事長に選任されました北條正崇です。まずは、これまで先頭に立って当センターの設立や発展にご尽力されました西口廣宗初代理事長、森本俊一第2代理事長、菊池武之祐前理事長に心より感謝と御礼を申し上げます。

私は平成12年から弁護士として犯罪被害者等支援に携わり、平成16年からは当センターの運営にも関わってきました。これまで多くの犯罪被害者等の方々の悲しみ・苦しみ・怒りに接するとともに、支援を受けて安堵され笑顔になれるお姿にも接してきました。理事長に就任しましても引き続き弁護士として支援に携わり、現場での経験を当センターの運営に活かしてまいりたいと存じます。

当センターは平成13年の設立から22年が過ぎ、いまや奈良における犯罪被害者等支援の中核機関の一つとして、なくてはならない存在になっています。当センターの特徴として、奈良県警察・奈良県や心理・医療・法律の専門家をはじめ関係機関との連携が強固であること、広報活動に力を入れていること、「被害者緊急支援基金」を設けて独自の経済的支援策を実施していること、そして、何より温かく頼りになる相談員・支援員が多数いることがあげられます。

今後も犯罪被害者等の方々の思いや置かれた状況をしっかりと受け止め、犯罪被害者等の方々のお力になれますよう、当センターの役職員・相談員・支援員一同、誠実に前向きに思いやりの心をもって活動してまいります。皆様には引き続きご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度(公社)なら犯罪被害者支援センター役員等(令和6年6月14日現在 敬称略・順不同)

役名	氏名	所属団体等
理事長	北條 正崇	弁護士 なら被害者支援ネットワーク代表
副理事長	橋本 隆史	(株)南都銀行頭取
	吉田 裕	(株)大和農園ホールディングス代表取締役会長
	山田 喜生	トヨタユナイテッド奈良(株)代表取締役副社長
理事	千原 雅代	臨床心理士 天理大学大学院教授
	川真田リエ	弁護士 奈良弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
	松谷 幸和	奈良県信用保証協会会長
	大久保純一郎	臨床心理士 京都橋大学教授
	中村 正徳	大和信用金庫理事長
	中津 博行	奈良県農業協同組合経営管理委員会会長
	赤崎 正佳	医学博士 産婦人科医 (医)赤崎クリニック理事長
	岡 努	(社福)奈良いのちの電話協会常務理事兼事務局長
	藪内 利一	三和運輸(株)顧問
	藤本 晃章	たいよう共済奈良支店支店長
	福井 学	支援センター専務理事
	東元 伸光	支援センター事務局長
	監事	亀井 紀子
稲本 善典		元支援センター理事
相談役	西口 廣宗	元支援センター理事長 元(株)南都銀行頭取
	森本 俊一	元支援センター理事長 三和澱粉工業(株)代表取締役会長
	椎橋 隆幸	(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長
顧問	毛利 嘉晃	奈良県地域創造部長
	池邊 智治	奈良県警察本部警務部長
	谷田 健次	奈良市市民部長
	田中 裕之	奈良県地域創造部人権施策課長
参与	川本 勝実	奈良県警察本部特命参事官
	増田 朋美	奈良県警察本部警務部県民サービス課長
	宮本 勝文	奈良県警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室室長補佐

役員以外の正会員

有山 雄基	植野 康夫	清岡恵美子	坪井 貞美	中出 篤伸	平岡 克忠	松本真理子	柳谷 勝美
池田 勝紀	大塚 順子	櫻井 笑子	寺西 裕子	西川ひろこ	本田 文一	三木 潤子	山田 喜生
泉谷智恵子	岡澤 伸彦	島本太香子	豊田 園子	西田 克巳	増井 嘉勝	宮代トシ子	若原万紗子
上田トクエ	稻本 隆博	高橋 康	中谷 博幸	花内 益次	松谷 博	矢尾 敬子	(敬称略・五十音順)

ご挨拶

奈良県警察本部長
宮西 健至



本年3月29日、奈良県警察本部長に着任いたしました宮西でございます。
いにしへの都、奈良の地での勤務となりましたことは、感慨深いものがあります。
(公社)なら犯罪被害者支援センターの皆様には、平素より事件、事故の被害者やそのご家族の心情に寄り添い、被害者等の立場に立った相談活動や直接支援活動をはじめとする様々な被害者支援に、ひとかたならぬご苦勞をいただいておりますこと、この場をお借り致しまして、心から敬意と感謝申し上げます。
さて、犯罪被害者等支援は、被害者等の経済的、心理的な種々の苦しみから早期に平穏な生活を取り戻すために行われるもので、被害者等に対する途切れのない支援を実現することが非常に重要となります。
このような中、国においても、犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言などを受け、経済的支援の一つであります犯罪被害給付金の引き上げに向けて動き出しており、全国的に犯罪被害者等支援の重要性についての認識が一層の広がりを見せている状況にあります。
これを機に、犯罪被害者等支援について、広く県民の認識を高め、気運をより一層盛り上げ、被害者も加害者も生まない安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、皆様方と共に進んで参りたいと思っております。
県警察においても、時代の流れと共に多様化する犯罪被害者等のニーズに柔軟に対応し、被害者ファーストの支援に取り組んで参りますが、犯罪被害者等に対する途切れのない支援には、貴センターとの連携が非常に重要な要素であると考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。
末筆ではございますが、犯罪被害者等支援に携わっていただいている皆様方のご健勝とご活躍、また、(公社)なら犯罪被害者支援センターのますますのご発展を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

令和5年度中の相談活動・直接支援活動の概要

相談・直接支援活動

電話相談	383件
面接相談	76件
メール相談	53件
専門相談	115件
直接支援	254件
合計	881件

専門相談の内容

法律相談	91件
カウンセリング	21件
医療機関受診	3件
合計	115件

直接支援活動の内容



合計 254件

令和5年度犯罪被害者支援奈良県民のつどい

特別講演

日 時 令和5年11月27日(月)
 場 所 奈良公園バスターミナルレクチャーホール
 講 師 (公社)全国被害者支援ネットワーク(前理事長)
 特別顧問 平井 紀夫 氏
 テーマ 犯罪被害者とその支援～私の体験～

講師のご紹介

講師の平井様は、平成8年9月、中国北京市を旅行中だった大学生(当時)のご長男を強盗犯に殺害された犯罪被害者のご遺族で、会社(オムロン株式会社取締役副社長)を退職後、(公社)全国被害者支援ネットワーク理事、副理事長を経て、平成24年6月から令和2年6月までの8年間、同ネットワークの理事長を務められました。現在は、同ネットワーク特別顧問として、犯罪被害者支援にご尽力いただいています。

以下は、特別講演の内容ですが、紙面の都合上、一部省略させていただいております。

皆様におかれましては、犯罪被害者支援にご支援、ご協力を賜っておりますことに深く御礼を申し上げます。本日は、犯罪被害者支援奈良県民のつどいでお話させていただく機会を得ましたことに大変嬉しく、有り難く思っております。

本日の前半は、犯罪被害者の心情について、その後日本における犯罪被害者支援の経緯と実情、最後に、2016年以降、奈良県において犯罪被害者等支援条例が制定されておりますので、少しこの条例に関してもお話ししたいと思います。

1996年9月8日、日曜日の夕刻、突然北京大使館から私の自宅に電話が入りました。「あなたの息子が北京のホテルで首を切られて死んでいる。財布がない。明日北京へ来てもらいたい」という手短な電話でした。それを聞き、全身が熱くなって、その場に座り込んでしまいました。息子は大学生で、春休みを利用してインドへ一人旅をしておりました。そして帰ってきて、次の夏休みには中国へ行くということで、家族でも相談しましたが、最終的に息子の決心が固く、中国へ旅行することになりました。8月16日、大阪港から上海へ向かいました。上海から昆明、西安という都市に向かい、その後、北京へ来たときの事件でした。毎週日曜日には電話が入っていましたので、その電話だと思って取ったのが北京大使館からの電話でした。ちょうどそのころ、企業では夏季休暇がありますが、私は仕事で休みが取れていませんでしたので、9月9日から家族で北海道旅行を予定していました。準備万端整ったときの電話でした。本当に何も考えられないという状況でした。間もなく電話が鳴り始めました。マスコミからの取材です。さらに、しばらくするとインターホンが鳴り出しました。マスコミの方でした。午前2時まで続きました。後から聞きますと、2時というのは朝刊の締め切り

時間だそうです。翌朝、関西空港に向かうため5時過ぎに自宅を出ようとすると、玄関でテレビカメラが待っていたわけ



です。関西空港へ着き、チェックインカウンターへ行くと、ここにもテレビカメラが待っていたわけです。また、搭乗時間になって飛行機に向かう途中もずっとテレビカメラが付いてきました。北京空港に着き、手続きが終わって北京空港を出ようとすると、そこにテレビカメラがあったわけです。帰りも同様でした。本当にどうしていいのか分からない時のこういった状況というのは、今でも忘れることができません。幸いにも現在では、マスコミの方々の自粛というか、お考えもあってこういった取材はされていないと思いますが、当時はこんな状況でした。話は戻りますが、翌日、関西空港を午前の便で出発し、お昼過ぎに北京に到着しました。ホテルでチェックインし、すぐに遺体の確認ということで、北京市の西外れの大きなお墓の一角に死体安置所があり、そこで息子の遺体を確認しました。それが終わると早速公安、日本でいう警察の事情聴取が約1時間30分ありました。息子の経歴とか、どうして中国へ旅行しようとしたのかとか、どういった経路で北京へ来たのか。そういった内容の事情聴取でした。翌日は、遺品の確認ということで、日本でいえば警視庁の一室だと思います。公安の方が大勢おられて、そこで鞆とか、靴とか、あるいはカメラとか、持っていた物の一つ一つを確認しました。ここで私への用向きは終わりましたが、私としてはどうしても、どのホテルで、どういう事件だったのか



を知りたかったの
で、ホテルへ行き
たいとお願いしま
した。ホテルを訪問
するのは中々許可が
されませんでした。大
きな事件があって、

そのホテルに家族が来るということは、できれば避けたいと思われれることはよく分かります。それでも自分としてはどうしても見たい。ようやく午後に許されてホテルへ向かいました。1時間ホテルで待って部屋へ案内されました。しかし、部屋へ入ることは許されません。「鍵穴から見てください。この部屋です」ということでした。鍵穴からでは部屋の中の状況は分かりません。ですから、何処のホテルの何号室かということを確認して帰らざるを得なかったわけです。そうこうするうちに、息子が北京でクリニックにかかっていることが分かり、そのクリニックに電話をしますと、日本人の医師でしたが、「お会いしましょう」と言っていただき、夕刻にクリニックに伺い、息子の最後の状況を医師から聞くことができました。最初、北京空港に着くなり、「いつ帰れるか分かりませんよ」と言う念押しをされました。私としては、息子を早く連れて帰りたいと思っていましたが、許可が出るまで帰れないわけです。翌日はホテルで待つしかない。しかし、じっと待っていることは中々できない。もう一度息子に会いたい。これは許可が出て、翌日の午後に息子と再度会うことができました。息子の前には綺麗な花が供えられていました。その翌日、帰国が許されました。関西空港に夕刻到着し、そしてその翌日に通夜、その次の日に告別式。ちょうど事件から1週間でした。その時の状況ですが、先ほど全身が熱くなると言いました。北京で息子に会いに行く、あるいは公安の事情聴取を受ける。そういうときは、夜寝ようとするとう全身が熱くなって、当然寝ることができないわけです。実際には何時間かは寝ていたと思いますが、帰国するまでの1週間はまさにそういう状況が続きました。従って、食欲もありません。会社の北京事務所の人たちが気を遣ってくれて、何人かの親しい人と夕食を食べました。この時は、私が北京に出張していた時と同じような口調で話していましたが、その次の日、妻と二人になりますと食事が進まない。今、時系列的にお話をしていますが、例えば当日、突然北京から電話があり、親戚や会社の関係者に電話をしていますが、誰に電話をかけたかは分かっています。しかし、何を話したのかはまったく記憶がありません。おそらく、事実経過とか、経緯を説明したと思います。皆様は、今日の朝、何時頃に起き、何時頃に家を出られてこの会場に来たという時間と場所を時系列的に記憶されていると思いますが、この1週間ばかりは断片的です。私もこういう話を10年後からできるようになりました。過去の記憶を整理して、ようやく話ができるようになったということです。また、家から外へ出られないわけです。一步外へ出ますと、出会う人が凝視していると思うわけです。自分としては外出が難しい。殺人事件のご遺族に聞きますと、同じようにおっしゃっ

います。しかしながら、生活していると、妻は買い物に出かけなくてははいけません。すると近所の方に出会います。「お元気でよかったですね」と一言声をかけていただきます。今から思えば、「買い物に出掛けられるようで何よりですね」という励ましの言葉であったらと思う。しかし、妻にしてみれば元気であるはずがないわけです。それを近所の方から元気そうだと見られることは、二次被害になるわけです。「お嬢さんがおられてよかったですね」。近所の方にすれば励まそうとする言葉が、被害者にとっては本当に厳しい二次被害になることもあるということを是非覚えていただければと思います。また私自身、自責の念です。春休みにインドに旅行し、次の夏休みは中国へ旅行に行く。私としては国際化の時代で、大学の中に少しでも海外を見て、違いを覚えてくることも社会に出たとき役立つと思ったわけですが、このような事態になり、妻や娘にこんな辛い思いをさせる。あるいは息子自身もこんなことになってしまったと自分を本当に責める気持ちが強かったわけです。

1週間、10日、1ヶ月が経ちます。一番最初は墓参りでした。私は当時56歳で、自分の墓を建てるという考えはありましたが、どこに建てようということまでは考えていませんでした。琵琶湖を見下ろせる非常に景色の良い墓地が見つかり、そこに墓を建てました。毎週土曜か日曜、家族で墓参りをしました。10年間、毎週通いました。通い続けていると、向こうから返事が返ってくるような気がするわけです。息子とは23年の短い時間でしたが、会話をしてきたので、どういう返事が返ってくるのか、ある程度見当がつかます。体は無くなったけれど、息子と共にこれからも生きて行くことを家の定めにしました。もう一つは北京へ行くことでした。亡くなった日の同時刻にどうしても北京の部屋に入りたい。外務省でホテルと交渉を続けていただき、1年越しでようやく許可が出て、翌年9月7日の15時前に北京のホテルを訪問し、そして事件のあった部屋に入ることができました。ようやくこういう状況だったのかと分かったわけです。3年目に北京から遺品を返すと連絡がありました。当然裁判がありますので、遺品の中で重要なものは公安に預けているわけです。それを返すということでしたので北京へ行き、北京の裁判所で事件の経緯を聞くことができました。翌年もホテルに参りました。その翌年も参りました。5年目に一つの区切りと考えましたが、10年目にも家族で北京に参りました。そのとき、北京のホテルから「北京オリンピックで、この建物は大きなビルになって、その一角にホテルが入るので今後訪問できませんよ」と聞きしました。

墓参りの他にははじめたのがゴミ拾いです。息子は、阪神淡路大震災の時、休日には神戸に出かけて、被災者の人たちの支援をしていました。また、近くの福祉関係の施設にも手伝いに行っていました。何かこの思いを続けねばならないと思ったわけですが、私に特別の技術があるわけでもなく、そこではじめてのが月一度の近所のゴミ拾いでした。約20数年間続けました。今は娘が続けています。

もう一つは、犯罪被害者支援です。京都の被害者支援センターでは、同志社前総長の長谷先生が、1998年から被害者支援センターを立ち上げる事前準備をされていました。その支援センターを立ち上げるため企業にも理事に入って欲しいと私の会社に要請があり、私が一員になったわけです。仕事の関係であまり理事会に出席できませんでしたが、出席している間に、やはり「被害者の声をこういった会で届けなくちゃいかん」と、強い気持ちを抱くときが何度かありました。そうこうするうちに全国の理事にということで、被害者支援に約26年携わってきたわけです。恐らく事件に遭っていなかったら、今申し上げたようなことは全くなかったわけです。被害者は、加害者によって自分の歩んできた人生を一面的に変えられます。被害者はその瞬間から新しい人生を歩み始めねばなりません。私は、支える人がどうしても必要だと思います。私は幸い、親戚、知人、会社の同僚、会社の上司、本当に支えていただきました。そのお陰でこうしてお話させていただけるわけです。是非このことをご理解いただきたいと思います。

犯罪被害者の心情として、私の娘の手記が、令和2年度の警察庁の犯罪被害者白書に掲載されました。今からそれを朗読いただきますので、犯罪被害者の心情をご理解いただければと思います。

{手記の朗読}

たった一人の弟を亡くした悲しみをどう受け止めればよいのか。私はこの思いを誰にも打ち明けることが出来ず、自分の心に閉じ込めていきました。

溢れだすような悲しみの中にある私達家族も現実的には月日というものが流れていきます。1年、また次の1年、毎年8月から9月にかけて、言葉で言い表せない感情に襲われ、当時の状況が何枚もの写真のようになって、私を襲ってきました。言葉には出さずとも、両親も同じような苦しみを感じていたと思います。このような1年、1年を噛みしめるように過ごし、10年程経った頃のことです。私は、「自分の存在を」受け入れられず、夜一人で床につくと、とめどなく涙が溢れ、自分の存在を否定するような気持ちで一杯になっていました。それでも毎朝目が覚めると、息をしている自分に「今日も頑張らなければ」と言い聞かせるようにしていました。この頃の私は抱える苦しみを誰かに打ち明けるということが出来ませんでした。それは、私は弟の死を受け止め、乗り越えたと思っていたからなのかもしれません。自分の心の中で何が起きているのかを自覚することなく、過ごしていたのです。

私は被害者支援に携わる父の背を見ながら、「私も弟の死を無駄にせず、自分ができることをしたい」と思うようになり、京都犯罪被害者支援センターで携わる機会を与えていただきました。それは弟を亡くしてから12年余り経った頃でした。

センターに関わらせていただく中で、私は徐々に自分の心の中で起きていることに気が付き始めました。そして、自分には必要のないことと考えていたカウンセリングの扉を叩くことになっ

たのです。カウンセリングでは、堰を切ったように溢れだす自分の感情に驚き、衝撃を受けました。「暴露法」という治療は、弟を亡くしてから封じ込めてきた悲しみや怒り、いろいろな感情を順序立てて整理していくものでした。

私は、一度も弟の亡骸に寄り添えなかったこと、きちんとお別れができていなかったことに気づいたのです。弟に対して謝りたい気持ちで一杯になりました。その時、私の脳裏に浮かんできたのは優しい弟の笑顔でした。つらく、苦しいカウンセリングでしたが、受けて良かったと思える瞬間でした。

…………… 略 ……………

弟を亡くしてから23年余り、今でも悲しみやつらさは決して消えることはありません。しかし、私は京都犯罪被害者支援センターに関わったこと、カウンセリングを受けたこと、そして家族や友人たちの支えにより悲しみ、つらさ、苦しみを受け入れることが出来るようになったことをありがたく思っています。特に弟の友人が23年間毎年9月になると弟のお参りに来ていただくとともに、私たち家族を囲んで弟のこと、今の生活のことなど話してくれます。友人の多くは結婚し、子供も生まれ、新しい道を歩んでおられますが、会話の中で新しい弟を発見したり、友人と共にいる弟に励まされ、私の被害回復の大きな助けとなりました。

これまでの様々なことを受け入れ、前向きに生きていこうと思えるようになった私は、これから社会で役に立てることは何だろうかと考えています。そのため今、英会話のレッスンに取り組み、大学の通信教育課程に在学し、福祉講座を受講しています。

私に何が出来るのか、それは今私の前にある扉の向こうに広がっているのかもしれませんが。その扉を開けることができるよう、努力を重ねていきたいと思っています。

この扉の向こうに弟がいるならば、今の私は笑顔で弟にこう話したいと思います。「ありがとう。改めて考えることはなかったかもしれない「生きること」について深く考えさせてくれたのは弟のおかげ。私の人生をこんなにも深く温かいものにしてくれたのも弟のおかげ。本当にありがとう・・・」

そして私は自分に与えられた残りの人生を亡き弟に応援してもらいながら、一日一日を大切に送りたいと思っています。

今、私は空を見上げることが出来るようになりました。私の前に広がる空は、悲しみを含みつつも真っ青な空です。(朗読終了)

次に犯罪被害者支援の経緯と実情についてお話しします。犯罪被害に遭うと、色んな支援を得るために地方自治体や病院、あるいは弁護士事務所など沢山の関係機関と接します。しかし、警察は捜査をし、検察庁へ事件を送る。ここで一つの区切りがつかます。裁判所で判決が出ると、ここで大きな区切りがつかうわけです。しかしながら、犯罪被害者の悩み、苦しきは、そこで無くなることは全くありません。ずっと継続するわけです。ですから国の犯罪被害者等基本法も、「途切れない支援」をどうしていくのか。奈良県の条例にもありますが、大変大きな課題です。それぞれの区切りで、それぞれの機関が犯罪被害者

について理解を深め、そして被害者を支援されています。なら犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者と一緒になって、警察、検察、裁判所、あるいは地方自治体、弁護士事務所への付添、求められれば支援します。そして、支援センターはボランティアです。私はこの民間団体の途切れのない支援、活動が極めて重要で、輝く活動だと思っています。被害者から見ればボランティアで自分を支えてくれていることが大変重要だと思っています。犯罪被害者の人権について、最初に着手されたのは警察です。犯罪被害者と最初に接する立場ですから。1996年に警察庁から犯罪被害者対策要綱が出ました。これは、今まで犯罪被害者は加害者を罰する証拠、誤解を招いてはいけません、そういう位置づけで捜査をされてきたわけです。しかしながら、犯罪被害者も人権を尊重せねばならない。この対策要綱では、そのことを重要視して全国の都道府県警察に犯罪被害者対策室が設置されてスタートしたことが非常に重要だと思います。その後2000年になり、被害者の保護二法という刑事訴訟法の改正があり、加害者の前で証言することができない場合にビデオカメラで証言する。あるいは加害者と遮って証言するという、被害者の心情や人権に配慮した法律ができました。また、意見陳述権、被害者の意見を述べる権利も認められました。そして、2004年に犯罪被害者等基本法が成立しました。これは犯罪被害者や支援者の努力が相まって2004年、小泉内閣の時にこの基本法ができました。その翌年には、国を挙げて犯罪被害者支援に取り組むことが具体的に犯罪被害者等基本計画として打ち立てられたのです。従って、日本の犯罪被害者支援は、アメリカやヨーロッパから約20年遅れていると言われます。犯罪被害者等基本法も、実際20年遅れていたわけですが、この基本法、基本計画によって欧米と比肩する、比べられるような犯罪被害者支援の枠組みになったと理解いただいていると思います。ですが、まだできて20年ぐらいで非常に歴史が新しい。犯罪被害者支援に関しては、まだまだやっていただくことが沢山あるということです。

そこで、我々民間団体の活動について少しお話しします。

国の犯罪被害者等給付金支給法が1980年にできました。ご自身の息子さんが橋上で殺人被害に遭われた市瀬さんが「殺人犯罪を撲滅する会」を立ち上げられて活動を始められたことが一つ。もう一つは、同志社の大谷前総長が「被害者補償制度を促進する会」を創設し、活動されました。こういった活動が相まって、給付金支給法という形で犯罪被害者に対する支援が整いました。しかし、残念ながら被害者支援活動に関してはここで途切れてしまいます。そして、この給付金制度成立10周年を記念し、1991年の秋にシンポジウムが開催されました。そこで、犯罪被害者をこれからどう支援をしていくべきかという議論がされたわけですが、大方の有識者の議論は、「犯罪被害者は何を求めているか。調査から着手すべきだ」という議論になったわけです。このフォーラムに参加されていた大久保さんという交通事故でご子息を亡くされた方が、フォーラムの最後で手を挙げ、「今、私ども犯罪被害者は耐えるしかないんです。声が

上げられないんです」。「どうか手助けをお願いしたい」と訴えられ、壇上におられた東京医科歯科大学の山上教授が翌年、自らの研究室に犯罪被害相談室を設けられました。現在の東京都の被害者支援都民センターです。そして、茨城、北海道、金沢、大阪、広島、和歌山、名古屋で、順次被害者支援センターが立ち上がり、8か所のセンターが創設された1998年、全国被害者支援ネットワークが創設されました。その後、全国で次々と被害者支援センターが立ち上がりました。2010年には現在の48、北海道は2箇所、48の被害者支援センターが設立され、全国で被害者支援の体制ができました。そして、被害者が電話相談や面接相談ができる施設・設備が整っているか。秘密が守られる設備と仕組みができていないか。相談に答えられる相談員が育成されているか。そういうことを公安委員会が審査し、そして、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定する。それによって信頼のおける団体ということになり、被害直後から犯罪被害者の同意を得て、警察からセンターに情報提供がなされる。被害者支援センターにとっては、早期から被害者の支援ができる、そういう体制ができました。全国すべての犯罪被害者支援センターがこの早期援助団体の指定を受けています。

ここから少し具体的に我々が取り組んできたことについてお話しします。犯罪被害者等基本計画には、被害者支援の体制整備という重要課題があります。犯罪被害者が、全国のどこでも、求める支援が途切れることなく受けられる。これを行うための体制を民間団体と共に整えることが基本計画に掲げられています。ですから、民間団体が目指す姿は、この基本計画にあるわけです。全国何処にいても、いつでも求める支援が受けられる活動を目指す。しかし、抽象的なことだけでは前へ進まないで、私たちとしては、三つの柱を立てました。一つは「何処にいても」というのは、全都道府県の被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けること。これは警察庁のご協力も得て全国的に進めることができました。もう一つは、「いつでも」です。例えば、性犯罪、性暴力、あるいは児童虐待に関して警察やその他の機関で24時間の電話相談はすでにできていますが、犯罪被害者すべてについて「いつでも」というのは実現していません。一つの支援センターだけで24時間・365日支援することは、財政的にも、人の面でも不可能です。例えば、「なら犯罪被害者支援センター」では、年間約420件ぐらいの相談電話があります。200件を超える直接支援をされています。おそらく手いっぱいだと思います。その上、24時間・365日できるのか。私たちは、約一年半ぐらい関係の皆さんと相談しました。そして、全国ネットワークで相談電話「0570-783-554」を創設しました。朝7時半から夜10時まで、土曜・日曜・祝日もやっています。被害者から見れば、この電話番号に電話すれば民間団体に繋がる。全国ネットワークで受けても、奈良県の支援センターで継続して相談してもらおう方がいい場合は引き継ぎます。当然ご本人の同意も必要ですが、引き継ぐこともあります。そういうことで「いつでも」という電話相談をスタートさせています。もう一つ、被害者が求める支援を受けら

れること。これは、センターの相談員の人材を育成することと財政基盤を構築することです。全国的組織的に人材育成体制を進めるのは難しいので、コーディネーターを育成することにしました。基本計画でもコーディネーターの育成が国の重要課題になっていますので、警察庁の支援を得て実施するコーディネーター育成講座を受け、一定の経験を積み、試験を受けて認定された方をNNVS認定コーディネーターに指定する。現在、全国で15名配置しています。リーダー体制をようやく整えたばかりです。全国被害者支援ネットワークでは、今、被害者支援センターの相談員のリーダー育成に注力しています。

ボランティアの相談員は、全国で約1600名ぐらいです。人数は殆ど変わっていません。しかし、相談件数は10年前の3倍近くで、どのセンターも本当に手いっぱいになっています。今、相談件数は4万5000件ぐらいですが、警察の認知件数は約60万件、交通事故は約30万件。合わせて約90万件あるわけです。ですから、まだまだ民間団体のやることは多い。支援体制を整えて支援していく必要があります。また、多くの支援センターが対応している時間は、午前10時から午後4時までです。被害者の多くは学校に行っているか、働いておられます。ですから、全国ネットワークに電話をかけていただく仕組みがどうしても必要だと思っています。そして、直接的支援です。圧倒的に多いのは裁判所と弁護士事務所への付添支援です。誰も、裁判はどのように進められるのかが分かりません。被害に遭ったときは、そこから理解していただかないといけないので、弁護士事務所へ法律相談に行く。これも一人では中々行けませんので、付添支援を被害者は求められていると思います。

次に、奈良県の犯罪被害者等支援条例の推進についてお話しします。まず、国の犯罪被害者等基本法ができ、犯罪被害者の人権を尊重し、被害者が被害回復するまで途絶えることなく支援することが定められています。そして、犯罪被害者等基本計画では、具体的に5つの重点課題を掲げています。1番目は経済的なこと。2番目は精神的・身体的なこと。3番目は被害者が裁判に参加する制度など刑事手続のこと。4番目は支援体制の整備のこと。5番目が国民の理解を進めて行くこと。これらを同時並行的に進めていくことによって日本の犯罪被害者支援計画を進める。当然ながら、地方自治体の責務も定めております。今進められてます基本計画では、重点課題として各都道府県、市町村が条例を制定するにつき、国が情報提供を行うとされています。全国的には、殆どの都道府県で条例が制定され、未制定が2府県。また、市町村での未制定は約四分の三くらい。奈良県では、すべての市町村において条例が制定されています。条例に関しては、全国的に見ても奈良県は整っていることが理解できます。また、奈良県の条例の内容ですが、ほぼ国の基本計画を網羅的に定めています。国の基本計画にはありませんが、奈良県では「日常生活の支援」を取り上げています。被害者からすれば、都道府県、市町村において条例が定められ、そして具体的に進めていただくことが大変重要なことで、まさに当を得た条例だと思っています。奈良県では、条

例に基づく支援計画として、3つの柱と2つの重点課題を掲げています。重点課題の一つは性犯罪、もう一つはインターネットの誹謗中傷による被害です。これを重点的に進めると明示されており、それに基づいて3つの柱で取り組んでいく。その推進に当たっては協議会を設置し、そこで意見をもらいながら進めていくと掲げています。ですから、奈良県の条例と支援計画を見る限り、整っているように思います。ですが、何が大事かというところ、それを具体的にどう進めるのか。インターネットで見る限り、奈良県がどう進めるのか、これをやるんだというのが見えてこないの、3点だけ申し上げたいと思います。一つは、1番目の柱の「日常生活への支援」です。私も京都府の被害者支援条例で委員をしています。京都府で既存の福祉制度、民間団体も含め、犯罪被害者を支援する仕組みがあるのかを列挙していただくと約100項目ほどありました。奈良県では、犯罪被害者支援ハンドブックを作られています。そこに犯罪被害者を支援する仕組みを具体的に掲載し、活用されていきますと、市町村の窓口で非常に役立つと思われれます。そして2番目の「支援体制の整備」ですが、これはワンストップの体制整備。民間の被害者支援センターでどう人材を整えていくのかということが一つ。奈良県でも、市町村の窓口の充実が掲げられています。市町村の窓口で、どのように犯罪被害者の声を受け止められるか。その受け止められる体制作りをすることこそが重要です。例えば、宇都宮市では、交通事故で亡くされた方にどんな支援が必要かを検討されたところ30項目くらいありました。そのうち20項目くらいは市町村で関係する支援でしたので、これをどう実現するのか。これは国の課題でもなっており大変重要です。犯罪被害者支援ハンドブックを活用していただくことが重要だと思います。

被害者支援計画の推進では、協議会の意見を聞きながら課題を整理して進めて行くとされています。1年間、どういう計画で、どういうことを進めたのか。それを次の計画のときにはワンステップ上げる。そういう計画の実現を目指すべきだと思います。是非、PDCAの推進、プラン(計画)・ドゥー(実行)・チェック(評価)・アクション(改善)です。これを進めることが大変大事だと思っています。

最後になりますが、奈良県ではすべての市町村で30万円から10万円の見舞金制度が制定されています。また、一部の市町ではありますが、貸付金制度とか、子どもへの支援についての制度を作られています。民間の被害者支援センター、こちらの「なら犯罪被害者支援センター」の年間予算が2千数百万円。収支とんとんです。今、全国の被害者支援センターの平均的な予算は約3,000万円です。被害者支援センターは、財源の範囲での活動になり、どこも大変苦労されています。是非、民間の被害者支援センターの意義を理解いただき、ご支援、ご協力をいただければ有り難いです。

以上で私のお話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

令和5年度犯罪被害者支援奈良県民のつどい

生命のメッセージ展

令和5年11月6日(月)午前11時から午後3時までの間、イオンモール高の原店様のご協力を得て、同店平安コートで「生命のメッセージ展」を開催し、犯罪や交通事故等で生命を奪われたメッセージャー30人が、会場を訪れた約700人の方々に、被害者も加害者も出さない社会の実現と、犯罪被害者支援について訴えました。



参加者からいただいたご意見・ご感想の一部をご紹介します。

- ハンドルを握る者として、もっと気をつけていかねばと強く感じました。(40代・主婦)
- 他人に優しい人間になります。(70代・無職)
- 誰もが安心して過ごせる世の中になるよう車の運転に気をつけます。(60代・主婦)
- ご遺族の強い思いが伝わってきます。(50代・公務員)
- 大切に育ててこられた親の気持ちを考えると、胸が張り裂けます。(40代・介護従事者)
- 交通事故は、遺族や周りの人に一生深い傷を与えることを認識しました。(30代・保育士)
- 生きていることに感謝し、被害者の分まで精一杯生きようと思います。(50代・会社員)
- 夫を病気で亡くし、心残りのことはいっぱいです。命の大切さを分かってもらえる心に残る活動だと思います。(60代・主婦)
- 命の大切さを考える一日になりました。(30代)
- 参加者が真剣に話を聞いておられる姿に感銘を受けました。(40代)

センター理事長感謝状贈呈団体のご紹介

令和5年11月27日に開催した「犯罪被害者支援奈良県民のつどい」において、犯罪被害者支援活動にご尽力いただいている次の企業・団体の方々に、菊池武之祐理事長から感謝状が贈られました。

(株)南都銀行様
 三和澱粉工業(株)様
 トヨタユニテッド奈良(株)様
 (株)大和農園ホールディングス様
 ダイードリンコ(株)様
 大和信用金庫様
 山本商事グループ様
 奈良県遊技業協同組合様



ご協力ありがとうございます。

次の企業・団体や個人様からご寄付をいただきました。また、多くの皆様にホンデリングにご参加いただきました。心よりお礼申し上げます。いただいたご寄付等は、犯罪被害者支援活動のため、有効に使わせていただきます。



大和信用金庫様



生駒警察署様

寄付者名簿

法人

奈良県警察本部刑事部様	福和商事株式会社様	天理警察署様
香芝広陵地区警察官友の会様	トヨタユニテッド奈良株式会社様	奈良県警察本部犯罪被害者支援室様
株式会社大和農園ホールディングス様	大和信用金庫様	生駒警察署様
		警察学校第290期様

個人

中川 繁様	福井 学様	宮脇 鋭様	
高橋 康様	近藤 孝夫様	羽根 康英様	匿名 4名

ご協力ありがとうございます

敬称略・順不同・令和5年4月1日～令和6年3月31日

賛助会員(法人・団体)

あ行

あいおいニッセイ同和損害保険(株)
 (株)アイワ
 (株)愛和
 アスカ美装(株)
 (株)アスモ
 (社)福郁慈会
 生駒交通(株)
 生駒商工会議所
 (株)いせや
 岩本洋二税理士事務所
 梅乃宿酒造(株)
 ウラベ商事(株)
 (株)NKKセキュリティ
 尾浦自動車(株)
 (医)慈生会 岡村産婦人科

か行

(株)柿の葉すし本舗 たなか
 (株)鍛冶田工務店
 香芝市商工会
 榎原オークホテル
 榎原商工会議所
 榎原神宮
 春日大社
 (株)春日ホテル
 葛城木材産業(株)
 (株)金子産業
 かねまつ建設(株)
 上武建設(株)
 河村繊維(株)
 (宗)元興寺
 (一財)関西生前整理協会
 共立薬品工業(株)
 近鉄グループホールディングス(株)
 近鉄ケーブルネットワーク(株)
 (医)果恵会 恵王病院
 (社)大和清寿会(医)健和会
 (株)コアズ 奈良支社
 (株)公益社
 広陵化学工業(株)
 広陵町商工会
 五條地方明るいまちづくり対策協議会
 (株)ゴセケン
 御所興産(株)
 (株)駒井製作所
 小山(株)

さ行

阪口工業(株)
 酒本産業(株)
 佐藤物産(株)
 佐藤薬品工業(株)
 三和運輸(株)
 三和住宅(株)
 三和商事(株)
 三和澱粉工業(株)
 GMB(株)
 (株)シードコンサルタント
 (株)JITSUGYO
 (有)スギムラ不動産
 (株)セイコー社
 (学)聖心学園
 (一社)生命保険協会 奈良県協会
 全国共済農業協同組合連合会奈良県本部
 損害保険ジャパン(株)

た行

(株)大紀
 大協(株)
 大光宣伝(株)
 大興ホールディングス(株)
 ダイードリンコ(株)
 ダイヤ製薬(株)
 (株)たいよう共済 奈良支店
 大和ガス(株)
 高市製薬(株)
 (株)タカキタ
 (株)高木包装
 田村薬品工業(株)
 竹茗堂左文
 中央総合警備(株)
 千代酒造(株)
 つけもと(株)
 (有)つる由
 テクノパークなら工業団地運営協議会
 (学)帝塚山学園
 (株)寺田ポンプ製作所
 (宗)天理教
 東京海上日動火災保険(株)
 東洋精密工業(株)
 トヨタL&F奈良(株)
 トヨタユニテッド奈良(株)
 (株)トヨタレンタリース奈良

な行

(株)中井メリヤス
 (株)中尾組
 (株)ナカガワ
 奈交サービス(株)
 奈交自動車整備(株)
 奈良豊澤酒造(株)
 奈良近鉄タクシー(株)
 (一社)奈良県医師会
 奈良県花き植木農業協同組合
 (公社)奈良県看護協会
 (一社)奈良県銀行協会
 (一社)奈良県経済倶楽部
 奈良県警友会連合会
 奈良県建築労働組合
 (一財)奈良県交通安全協会
 奈良県産婦人科医会
 奈良県自動車整備工業協同組合
 奈良県自動車販売店協会
 奈良県信用金庫協会
 奈良県信用保証協会
 奈良県中小企業団体中央会
 (公社)奈良県トラック協会
 奈良県農業協同組合中央会
 奈良県農業協同組合
 奈良県遊技業協同組合
 奈良県臨床心理士会
 奈良交通(株)
 (有)奈良コンタクトレンズセンター
 (株)奈良自動車学校
 (社)福)奈良社会福祉院
 奈良商工会議所
 国際ゾンタ 奈良ゾンタクラブ
 奈良ダイハツ(株)
 奈良中央信用金庫
 奈良電力(株)
 奈良トヨタ(株)
 (株)奈良トヨタCDSテクノ
 (株)奈良保健衛生社
 (株)奈良マツダ
 (株)南都銀行
 西垣林業(株)
 (社)松本快生会 西奈良中央病院
 (株)ニシベケミカル
 (株)ノア技術コンサルタント

は行

花松印刷(株)
 (株)ハヤシ・ニット
 東吉野村まちづくりNPO
 (株)足田建設
 樋口レッカー
 (株)飛天
 (株)平井眞美館
 福井水道工業(株)
 福和商事(株)
 (株)フューチャーコーポレーション
 農事組合法人ふるさと明日香
 (社)医)平成記念病院
 (株)ホンダ商会

ま行

(株)樹谷設計
 (株)樹本レッカー
 松田電気工業(株)
 松陸運輸(株)
 (株)丸國林業
 三井住友海上火災保険(株)
 (株)明新社
 (株)森下組
 森高建設(株)

や行

ヤマト一商事(株)
 大和信用金庫
 大和高田商工会議所
 大和高田ロータリークラブ
 (株)大和農園ホールディングス
 山本商事(株)
 (株)有宏社

ら・わ行

(株)リフレ館
 (有)ワールドセキュリティサービス
 和興産業(株)

お願い

名簿に記載漏れ、誤字、脱字等の不備がございましたらご容赦ください。その際は、恐れ入りますが事務局までご連絡をお願いします。

賛助会員・寄付等のお祝い

(公社)なら犯罪被害者支援センターの活動は、賛助会員の会費とご寄付等で支えられています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

賛助会員 年会費	個人	1口	3,000円
	企業	1口	10,000円
	団体		

賛助会費や寄付金には税法上の優遇措置があります。詳細は事務局にお問合せ下さい。

ホンデリング

～本でひろがる支援の輪～

ご協力のお願い



—新型コロナウイルスの影響により申込手続きの変更—

- 申込はWebのみの受付となっています。
Web受付(チャリボン)のサイトへいき、必要事項を入力します。
支援先→「公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク」を選択
一番下の「個別コード」にN13と入力して下さい。
- 一回に「5冊以上、5箱まで」お送りいただけます。
お手続き頂くと、ヤマト運輸が集荷に伺います。



以下の本は取り扱いできませんので、ご注意ください。

ISBNのない本、百科辞典、コンビニコミック、個人出版の本、マンガ雑誌、一般雑誌

ISBNの見本



(公社)なら犯罪被害者支援センター「ボランティア支援員」募集要項

項目	内容
募集期間	令和6年6月1日(土)～7月31日(水)まで
募集人数	20名程度
応募資格	次のいずれにも該当する方 ●奈良県内に住居または就学先・仕事先がある方 ●20歳以上70歳未満の方 ●健康で時間的余裕があり、ボランティア活動に意欲のある方
活動内容	●電話相談・面接相談の補助 ●直接支援(病院、法律相談、裁判所等への付添等)の補助 ●広報啓発活動、各種研修会等への参加
養成講座の内容等	●応募者は選考後、養成講座を受講いただけます。 ●養成講座は、本年9月4日(水)から11月27日(水)までの間に13日間、原則として毎週水曜日の13:00～15:50です。
応募方法	●応募される方は、「0742-26-6935」までお電話ください。申込書を郵送またはメールします。 なお、申込書は、県内の警察署にも置いています。 ●申込書は、次まで郵送・FAX・メールのいずれかでお送りください。 〒630-8215 奈良市東向中町6番地 奈良県経済倶楽部経済会館4階 (公社)なら犯罪被害者支援センター TEL 0742-26-6935 FAX 0742-95-7560 E-mail:jimu@nvsc.jp



寄付型自動販売機の設置にご協力ください

寄付型自動販売機とは、自動販売機の売上金額の一定額が支援センターに寄付されるものです。

寄付金は、犯罪被害者等の支援に充てられます。

皆様が購入された清涼飲料水が、被害者支援に役立ちます。



奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 (公社)なら犯罪被害者支援センター

〒630-8215 奈良市東向中町6番地
奈良県経済倶楽部 経済会館4階
事務局: TEL 0742-26-6935
FAX 0742-95-7560

「ハートニュース 2024年
春号・Vol.37」



発行責任者: 福井 学

編集: ハートニュース制作委員会